

BDAJ第1回アンケート調査・著作権関係 (権利委員会1987年4月13日発行)

解答欄 ☐ に○印または数値を該当する分だけ記入してください

- 性別 男 ☐ 女 ☐ 年齢 [] 才
家族構成 a. 未婚 b. 既婚 扶養家族 [] 名
(※成年、未成年を含む)
- 出版関係の仕事の経験年数 [] 年
- 図書設計の仕事の種類があなたのすべての仕事に占める割合をおおよそ結構ですが記入してください
a. 書籍デザイン ☐ 約 [] %
b. 雑誌・ムックのデザイン ☐ 約 [] %
c. イラストレーション ☐ 約 [] %
d. 図版 ☐ 約 [] %
e. 著述 ☐ 約 [] %
f. 編集 ☐ 約 [] %
g. 写真撮影 ☐ 約 [] %
h. その他 () ☐ 約 [] %
- 仕事場はどうされていますか
a. 自宅 ☐ b. 自宅以外 ☐
イ. 個人事務所 ☐ 主宰者 ☐ スタッフ ☐
主宰者の場合あなた以外のスタッフは何名ですか [] 名
ロ. 法人事務所 ☐ 代表取締役 ☐ 役員 ☐ スタッフ ☐
代表取締役の場合あなた以外のスタッフは何名ですか [] 名
ハ. 取引先等に仕事場を持っている ☐
ニ. その他 ☐
- 昨年度のあなたの個人の年収(経費を除いた税務上の申告額) 約 [] 万円
出版関係に携わる仕事の年収はそのうち何%ですか 約 [] %
- 図書設計の仕事に社会的意義があるとお考えですか
a. ある ☐
b. ない ☐
c. どちらともいえない ☐
- 著作権を認められている仕事に次のようなものがあります
原著作物 ——— 著述・音楽・舞踏・演劇・美術・建築・学術的図形・映画・写真
二次的著作物 — 翻訳・編曲・変形・翻案
その他 ——— 編集・法人名義・共同・総合著作物
さてあなたは図書設計にも著作権があるべきだとお考えですか
a. 考える ☐
b. 考えない ☐
c. どちらともいえない ☐
- 映画監督、建築家の仕事には法律上著作権が認められています。映画監督とアートディレクション、建築家と図書設計家は職種は異なりますが、内容は類似しております。あなたはアートディレクション(以下AD)、図書設計の仕事にも著作権を認めるべきだと思いませんか
a. 認めるべきだ ☐
b. 認めるべきでない ☐
c. どちらともいえない ☐
- 質問⑤項に「b」と答えられた方はどの様な考えからですか
a. AD、図書設計は著作物ではないから ☐
b. AD、図書設計に著作権は必要ない ☐
c. AD、図書設計が著作権法で認められていないから ☐
d. AD、図書設計に著作権が認められると仕事に不都合が生じる場合があるから ☐
e. その他 () ☐
- 質問⑥項に「c」と答えられた方はどのような考えからですか
a. 著作権法がよくわからない ☐
b. 作品内容によると思う ☐
c. AD、図書設計に創作性があるか判断にまよう ☐
d. その他 () ☐
- あなたの関わった図書が(印税契約でない場合)再版・改訂・増補される
とき、版元より常に連絡、通知等がありますか
a. ある ☐
b. たまにある ☐
c. 全くない ☐

- あなたの関わった図書が(印税契約でない場合)再版・改訂・増補される
とき、版元より常に報酬を受けていますか
a. 常に受けている ☐
b. たまに受けたことがある ☐
c. 全くない ☐
 - 前項「b」と答えられた方は再版、改訂、増補の連絡を受けた(100%として)内の何%ですか
約 [] %位は報酬を受けた
 - 出版に際しあなたの許諾なく作品を二次使用(流用・転用)された経験がありますか。
※二次使用—作品を他媒体、ポスター・パンフレット・TVコマーシャル・ビデオ・雑誌広告・新聞広告等に使用。またはシリーズ等にさし変え流用転用されること
a. ある ☐
b. ない ☐
 - 前項「a」と答えられた方は、その時どう思われましたか
a. 不当だと思った ☐
b. 当然だと思った ☐
c. 何とも思わなかった ☐
 - 出版に際しあなたの許諾なく作品を二次使用(流用・転用)された場合(今後著作権が認められた場合に)どう処理しますか
a. 仕方がないのであきらめる ☐
b. 気にしないでほうっておく ☐
c. 協会の顧問弁護士に相談する ☐
d. 使用者、流用者に抗議し説明をもとめる ☐
e. 使用者、流用者に使用料金を請求する ☐
f. その他 () ☐
 - あなたの関わった図書には、あなたの名前(クレジット)が記載されていますか
a. 必ず記載されている ☐
b. 記載されない場合もある ☐
c. ほとんど記載されない ☐
d. 全く記載されない ☐
 - 二次使用される場合、あなたのクレジットは記載されるべきだと思いますか
a. いかなる二次使用媒体にも記載されるべきだ ☐
b. 二次使用媒体の種類による ☐
c. 記載される必要はない ☐
 - 依頼を受けたあなたの作品が、不採用になった経験がありますか
a. ある ☐
b. ない ☐
 - 前項「a」と答えられた方にお聞きます。不採用の際、事前に何ら連絡、通知を受けなかった経験がありますか
a. 受けなかった経験がある ☐
b. 受けなかった経験がある ☐
 - 前項「a」と答えられた方は抗議し、説明を求めたことがありましたか
a. ある ☐
b. ときどきある ☐
c. 全くない ☐
 - あなたの作品が許諾なく無断で改変された経験がありますか
a. ある ☐
b. ない ☐
 - 前項「a」と答えられた方は抗議し、説明を求めたことがありましたか
a. ある ☐
b. ときどきある ☐
c. 全くない ☐
 - 権利委員会は図書設計家の社会的地位の確保、向上のために著作権を改正すべきだと考えています。当協会として作品の権利保護を求める申請書を当局に提出することに賛成されますか
a. 賛成 ☐
b. 反対 ☐
c. どちらともいえない ☐
- アンケートに御協力頂きありがとうございました。

蟻が蟻塚を築くが如く「著作権」アンケート発送までの経過と意義

権利委員会で、昨年夏以来いく度となく、論議が重ねられてきたアンケート調査、第1回「著作権」に関してが、この4月13日、発送の運びとなりました。委員各人の、多忙な仕事の合間を縫っての作業とはいえ、アンケート発送がこの様に遅れたことを、会員の皆さまにお詫び致します。

遅延の大きな理由として、アンケートの案文作りの難しさが挙げられます。ことに、著作権問題という、一見私たちの生活実感とはかけ離れている様に思えるテーマの場合にはなおさらです。権利委員自身が「私達の生活と著作権問題との接点」が何処にあるのか、理解する必要があります。

主に加茂委員長と菊地委員が著作権関係の資料収集に奔走し、それらのコピーが各委員に手渡されました。委員と言えども、何しろ法律にはずぶの素人です。勉強会の度に一つ学び、そして一つ忘れ、資料で確認し、次第に著作権問題に関して興味・関心・目を開かれる様になりました。

そうした紆余曲折を経て、委員自身が生活と著作権問題との接点の在処を確認し、理解しました。(私達の生活と著作権問題との接点については、図書設計3・4・5の権利委員会日より、及び「著作権」アンケート調査同封の資料を参照)。

各委員がアンケート調査案文作成のスタート台に立った訳ですが、これから更に大変な作業でした。生活実態が欠落し、やたら見栄ばかりを煽る中流意識観を編み出した、総理府の国民生活世論調査の様な案文は困ります。それは国民を管理

統制しようとする、国家の意図に沿った都合のいい設問が、誘導尋問の様に羅列されているからです。いつて見れば、国民の目を潰し、国家に対する国民の意識を麻痺させ、興味を失せさせるのが総理府世論調査のやり方とも言えます。

その点が、当権利委員会のアンケート調査と異なるところです。著作権問題や報酬問題、あるいは福利厚生問題について、その実態が仕事の多忙さにまぎれて、自分自身に明らかにされない場合が多いと思います。『ついつつかり見過していた』『気づかなかった』『知らなかった』という意識状態が多々あるかと思えます。委員自身がそうでしたから。

自分自身にその実態を明らかにさせ、興味をそらせ、目を開かせるというのが、権利委員会のアンケート調査の方法であり、アンケート調査の最初の意義であると考えます。

このようなことを踏まえて、案文作成の作業は継続されました。用語の統一を計るため、再び資料に戻り資料を探しました。一つの設問を作成するの、常に行きつ戻りつでした。そして、設問をすべて並べ終えた時、アンケート内容に一貫したストーリー性があるのかどうか。ストーリー性が欠如していると、アンケートされる側に、アンケートする側の意図が明解に汲み取れません。そのため、何回となく設問の順序が並べ代えられ、設問そのものも書き換えられました。

こうして、一年余りかけて「著作権」アンケート

トが、出来上った訳ですが、まだまだ不備な点があるかと思われまます。100%の完成品を目指す、と、更に時間が経ち、発送が遅れます。そのようなことよりも、権利委員会としては、会員の皆さまが著作権問題について、どのようにお考えになっているのかを知ることの方が先決でした。

当協会設立時の趣意書の一部に、「私たち図書設計家の生活・労働条件の劣悪さ、家族に犠牲を強いていないか」云々の下りがあります。人が集まり、組織になった時、国家や社会に取り込まれた組織であつてはなりません。私たちの社会的地位の向上を求め、生活・労働条件を改善するため会員外の仲間にも呼びかけ、国家や社会に抗議する姿勢を持ってこそ、組織の存在意義があります。

権利委員会のアンケート調査もそうした協会の趣意書の意向に基づいて実施されております。著作権法改正問題も、その他さまざまな改善項目も、一朝一夕には解決の陽の目を見る様な、容易な問題ではありません。蟻が蟻塚を築くが如く、对国家、対社会的な行動の小さな第一歩が、今回の「著作権」アンケート調査なのです。

会員の皆さまには、今回の「著作権」アンケート調査にご協力いただき、お礼を申し上げます。

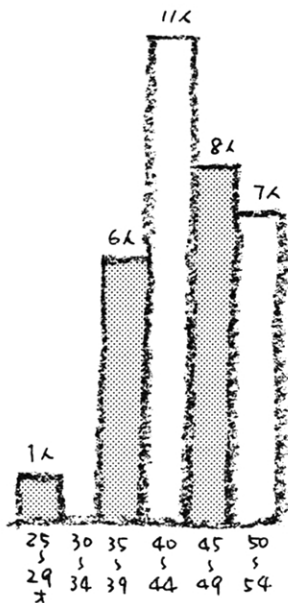
尚、次ページ以降で、アンケート結果の分析を試みておりますのでぜひ一読下さい。(古谷支)



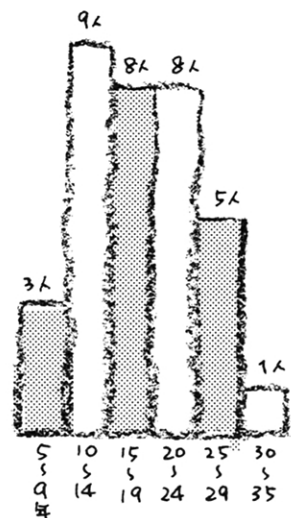
第1回アンケート

結果報告

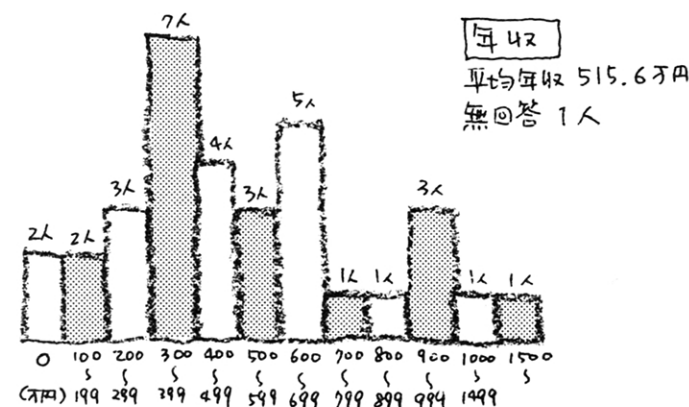
権利委員会 広瀬 都 かもよしひさ
古谷 支 菊池 薫
佐藤 忠 佐藤竹右衛門



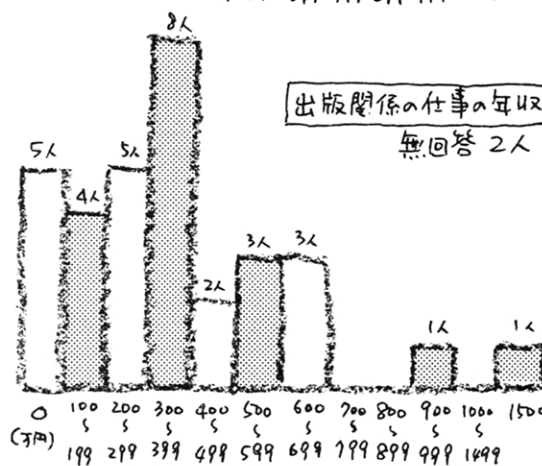
年齢構成
平均年齢 44.09才
無回答 1人



経験年数
平均経験年数 17.06年



出版関係の仕事の年収
無回答 2人



図書設計と著作権問題という、一見関連なさそうなテーマが、実は私たち図書設計家の仕事や社会的地位、生活・労働条件と実は密接に結びついている。例えば図書が（印税契約ではない場合）再版・改訂・増補されるとき、当然図書設計作品が著作権法の保護の対象かどうかがあるものというであらうし、更には報酬の問題とも関わってくる。また他媒体、ポスターやパンフレット、TVコマーシャル、ビデオ、雑誌広告、新聞広告等に二次使用される場合にも同様のことが言える。

この様に私たちが一度、社会に向けて図書設計作品を生み出した時、様々な面で著作権問題の有無が見え隠れしており、その水面下に私たちにの実害がひそんでいる。仮に、何ヶ月もの時間と労力をかけて図書設計作品を完成した後に、その作品の無断での再版、あるいは他媒体への二次使用という事態になったら私

たちは頑強に再使用料金を請求するだろう。また、出版者より発注された図書設計作品を、気に入らぬ点があるからといって出版側が勝手に手直ししたら、やはり私たちは抗議するだろう。その時の請求行動、又は抗議行動が、現実に効力を持つかどうかは、やはり著作権の保護の有無しに関わってくるのである。

更に著作権の対象にならないということとは、著作者人格権をも持ちようがないということであり、出版側による図書設計作品改変に対して著作者人格権侵害として争うことすらできない。極論すれば、図書設計作品は、一度作者の手を離れて社会の荒海に放たれると、誰がどう改変・改悪・流用・転用しようと、それを使用する人の意のままなのが現状である。そして使用料は作者にフィードバックされるどころか、使用者のふところを暖めるに過ぎない。

こうした現実に対して、微力ながらも私たちは序々に図書設計作品も

著作権保護の対象となる様な著作権法改正に向けて、運動を起し、継続していく必要があると思われる。

図書設計家であると同時に、生活者である

さて、第1回アンケート調査・著作権関係は前半の質問1から5までが基礎データ部分（第2・3回アンケートと共通）で、質問6から24までが直接著作権問題と関連する部分の二部構成になっている。

基礎データ部分で興味をひくのは質問3と質問5であるが、まず順を追って分析を試みてみよう。

まず、アンケート調査の回収人数は38人でそのうち女性1人、回収率は66%であった。会員数58人の当協会からみれば、まずまずの成績であろう。年齢構成は40〜44才が11人、45〜49才が8人と40代だけで過半数を超えている。ちなみに回答者の平均年齢は44.09才で、社会の高齢化に当協会も歩調をそろえているようである。

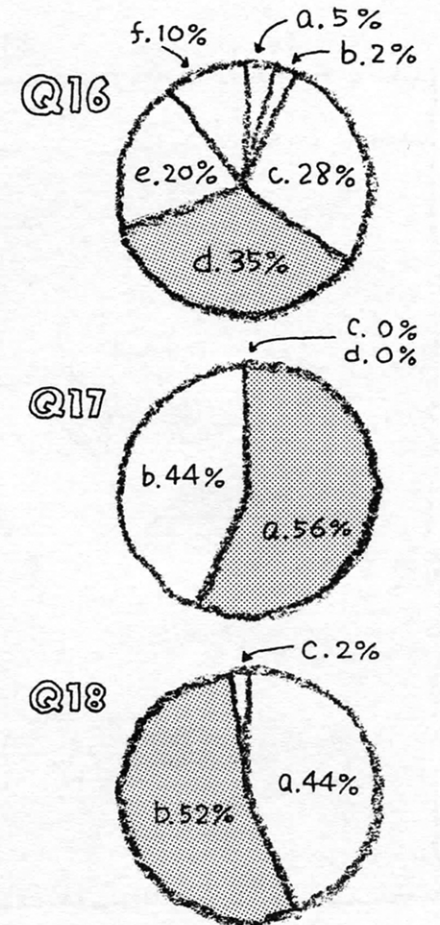
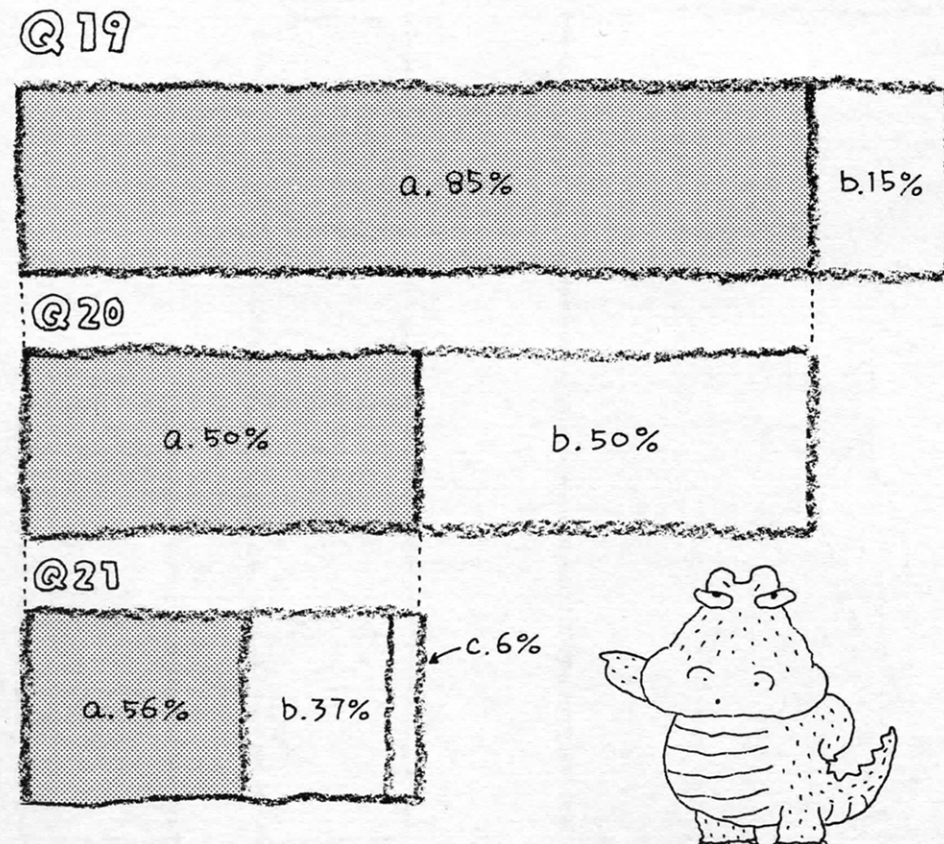
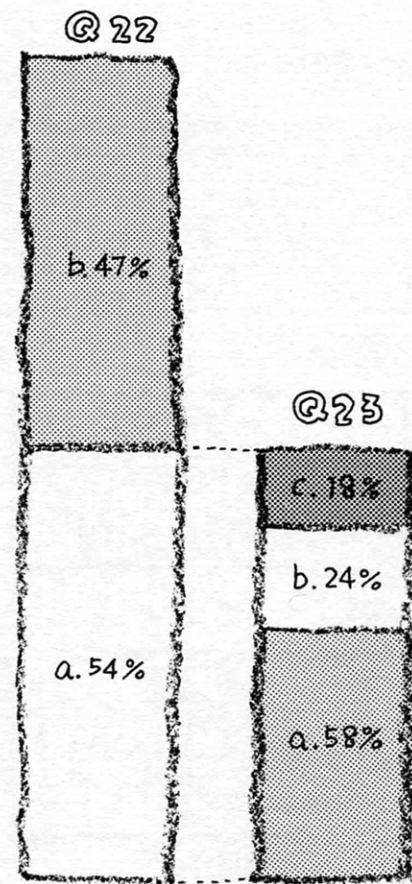
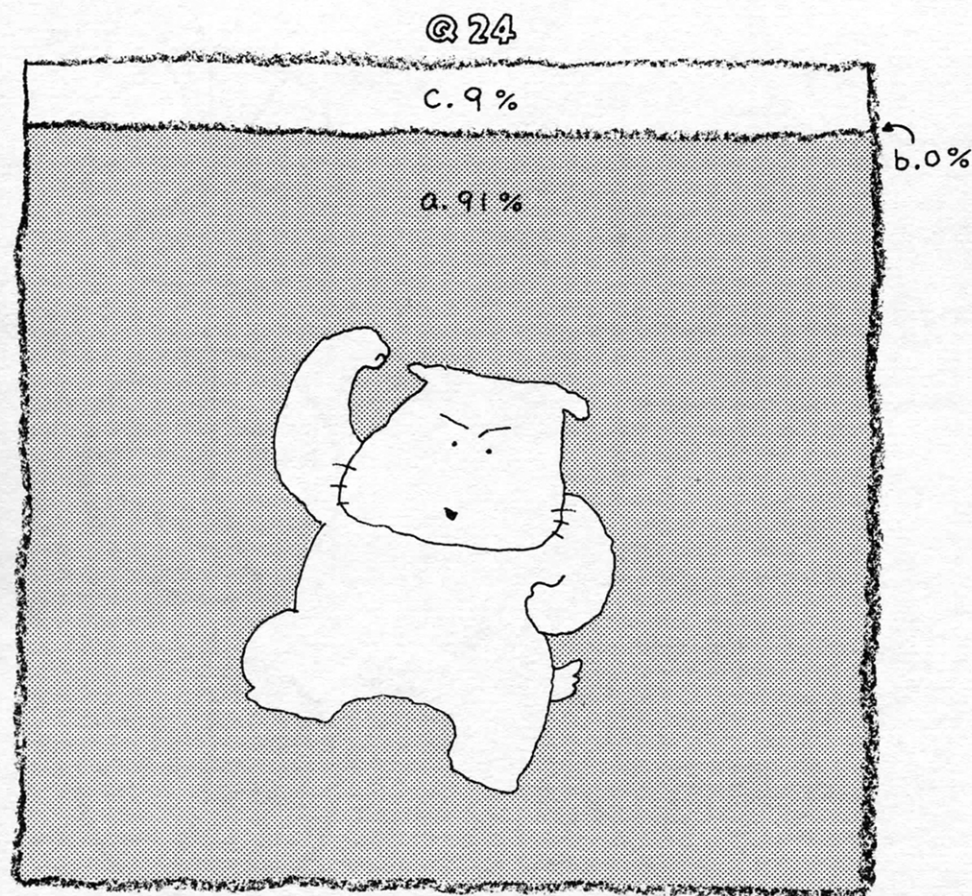
家族構成は、平均年齢の高いこともあって、未婚者はわずか5人と少なく、既婚者の扶養家族は3人が13件、2人が8件、4人が5件、5人以上が1件の順で、妻以外の扶養者（子供・老人）をかかえている者が27人おり回答者の8割近くを占めて

いる。当協会の会員は、図書設計家であると同時に、生活者でもあるという誠に当然至極でありながら、見逃せない現実を示している。ここに前項で述べた生活条件、労働条件の改善要求という問題が持ち上ってくる。

項目2の出版関係の仕事の経験年数は、およそ年齢に比例していると言える。30年以上が1人おり、10〜30年が30人と圧倒的多数を占めているが、平均年齢から考えれば当然の結果であろう。

次の項目3のデータは予想外であったし、なおかつ興味のひかれるところである。当協会は図書設計家協会という名称であるので、仕事の比率は当然書籍デザインが高く出るものと想像していたが、結果は様々な分野に関わっているという数字が出ている。例えば書籍デザインでみると、90%以上の人が5人、70〜50%は7人と少なく、7割近くの人が50%以下なのである。雑誌・ムックのデザイン、イラスト、図版、著述、編集等と、多岐の分野で活躍、あるいは余儀なく関わっているということだろう。

項目4は重複回答である。個人事務所を経営しているものは10人、主宰者は12人、そのうちスタッフをかかえている主宰者は9人おり、私たち図書設計家の生活条件、労働条件



が16人で、如何に図書設計家が版元より無視され続けているかが解る。その際『常に報酬を受けている』は全くなき、『たまに受けたことがある』が4人。29人の人は『全くない』で、図書設計の作品は版元のものだという声が聞えてきそうである。質問13では『約80%位は報酬を受けた』人が1人いるが、例外中の例外と考えていいだろう。

二次使用の質問では、無断使用された経験のある人が26人。『ない』と答えた人は7人。そして『ある』とこたえた26人中7割以上の19人が、その時『不当だと思った』と回答。ここに、会員の著作権保護の必要性を感じる潜在的意識があることを読み取れる。『当然だと思った』は2人。『何とも思わなかった』は5人。

さて、質問16であるが、著作権が認められた場合、具体的な行動を取ろうと考えている人が多い。『使用者、流用者に抗議し説明をもとめる』が一番多く15人。以下『協会の弁護士等に相談する』が12人。『使用者、流用者に使用料金を請求する』が9人で、著作権保護の後援が図書設計家の大きな支えになるだろうと予測される。

クレジットの質問では、19人が必ず記載されており、記載されない場合もある人が15人。名前ぐらい載せて改善要求ばかりではなく、スタッフデザイナーの諸条件も考慮に入れてゆく必要があるだろう。

自宅の仕事をしているものも12人いる。

昨年度の個人の年収は平均515・6万円。しかし、この平均数字を俄に信用できないのは上下のバラつきが大き過ぎるということだ。

年収1500万以上と回答した人が1人おり、かと思うと、0と答えた人が2人いる。100万円ごとの数字では300万代が7人と一番多く、次いで600万代が5人、400万代が4人の順である。果して平均数字がどの程度実感として、とらえられるか疑問である。

出版関係に携わる仕事の年収では、100%関わっている人が11人で平均は523万、90%は3人で337万となっている。逆に出版以外の仕事で300万以上の年収を得ている人も7人いる。

いよいよ質問6から本題の著作権関係の問題である。『図書設計の仕事に社会的意義があるか』では、『ある』と答えた人が34人中32人。『どちらともいえない』が2人。『ない』は0で、当協会会員は100%意義がある。

図書設計の仕事には意義がある

近頃の人が、図書設計の仕事自分自身の仕事に誇りをもって接していると言うことができる。言うなれば『作品を制作している』という意識の現われと言える。

著作権関連の質問7、8では28人が、図書設計の仕事に著作権はあるべきだし、認めるべきだと考えている。アンケート調査という数字だけの現われなので何とも言えないが、著作権がないことに憤りを覚えている人も何人かいることは予測される。残りの6人は『どちらとも言えない』の回答。『考えない』『認めるべきではない』は0。質問9は回答なし。質問10は重複回答である。『著作権法がよくわからない』と答えた人が1人。『作品内容によると思う』は6人。『AD、図書設計の仕事に創造性があるか判断にまよう』が2人。以上著作権関連のアンケート結果であるが、図書設計の仕事のどの部分を著作権で保護し、どの部分は保護しないのか、今後その辺の見極めを整理してゆくことが必要だろう。

身勝手な版元

質問11の『再版、改訂、増補されるとき、版元より常に連絡、通知等がありますか』では『ある』が2人。『たまにある』が15人。『全くない』

時代遅れの著作権法……認められぬ図書設計

図書をつくる知的生産者側、著者・編集者・図書設計家・イラストレーター・写真家・出版者で、著作権者として現行法で認められていないのが唯一「図書設計」。編集は編集権、出版者は出版権として著作権法で保護されている。出版におけるデザインは、明らかに「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり、今やわれわれ専門家の協力参加なくしては、成立し得ない時代に来ている。図書全体に

関わる重要な「装幀」・「本文構成」に著作権がなく、エレメントやモチーフとしての絵画・イラスト・写真が保護されていることは、役者・俳優の演技だけに著作権が認められていて、演出・監督に著作権が無いようなものでもあるといっても過言ではない。われわれ図書設計家は、今回のアンケートを始めとし、今後予定される各種運動の中で、当局に強く訴えるつもりである。

なぜ？ なぜ？ なぜ…

今、僕達権利委員会は戸惑っております。いろんな意味で、フウツと溜息をついています。

アンケートの設問づくりとその解析などという慣れない事をやったあとの疲労感、それもあります。しかし、四月二十一日締切りの回答率三十八パーセント。これではならじ、と再度のお願いで回答率は六十六パーセントになり、充分報われたというべきでしょう。皆さんに感謝こそすれ、戸惑ういわれはありません。

アンケートの結果、「図書設計の仕事には社会的意義がある」と答え、「図書設計には著作権があると考え」、そのためには「現行法の改正を申請するべきだ」と思う会員が、回答者中八十二パーセント以上、九十四パーセントに及んでいることに、複雑な想いを抱いているのです。この数字をどう理解し、どんな行動を起こすべきなのか。

「百パーセントに近いぞ、「ヤッター」と叫び、駆

け出すことは簡単です。しかし、気になるのは五十パーセントの無言の会員、すくなくとも五パーセントの歯切れの悪い回答者の存在を、どう考えればいいんでしょう。権利委員会にも熱い血は流れています。しかし著作権問題には、一発逆転ホームランみたいな解決法のないことも知っています。まず、図書設計家の社会的立場について、全会員の理解が欲しいのです。この問題に関しての協会内合意は、必ず百パーセントでなければならぬ程、壁は厚いということです。国際的にも孤立している日本著作権法の運用は、無理難条約解釈と、利益優先の商習慣に支えられてビクともしません。協会全体が、熱い一つの火球になっていなければ途は開けないのです。

皆さん、権利委員会からお送りした資料はお読み頂けたでしょうね。それでも、まだ、あの茶番劇のような判例に口を閉ざすおつもりですか？

図書設計は、デザイン・ワークは、そんなに恥ずべき仕事なんですか？ 私達が、人間扱いされていない間にも、レーザー・ディスクや、コンピュータ・ソフトは、「人間的に感情を表現した」著作物として保護されることが決まりました。レンタルは印税の対象になり、無断で改変を許さない人格権も認められるんです。それではデザイナーは、「人間的感情など表現せず、ただ大量にものを氾濫させる害獣」だともいうのでしょいか。そう思われても仕方ない、と諦め切って日を費消する会員など、一人も居ないと信じています。

全員の想いが一つにまとまる時、始めて行動に意味が生まれるのです。

次回アンケートは「契約と報酬」。ちよつとキツイ設問ですが回答者が一人でも増えることを期待します。誇りを持って人間らしい仕事を続けましょう。

(加茂嘉久)

